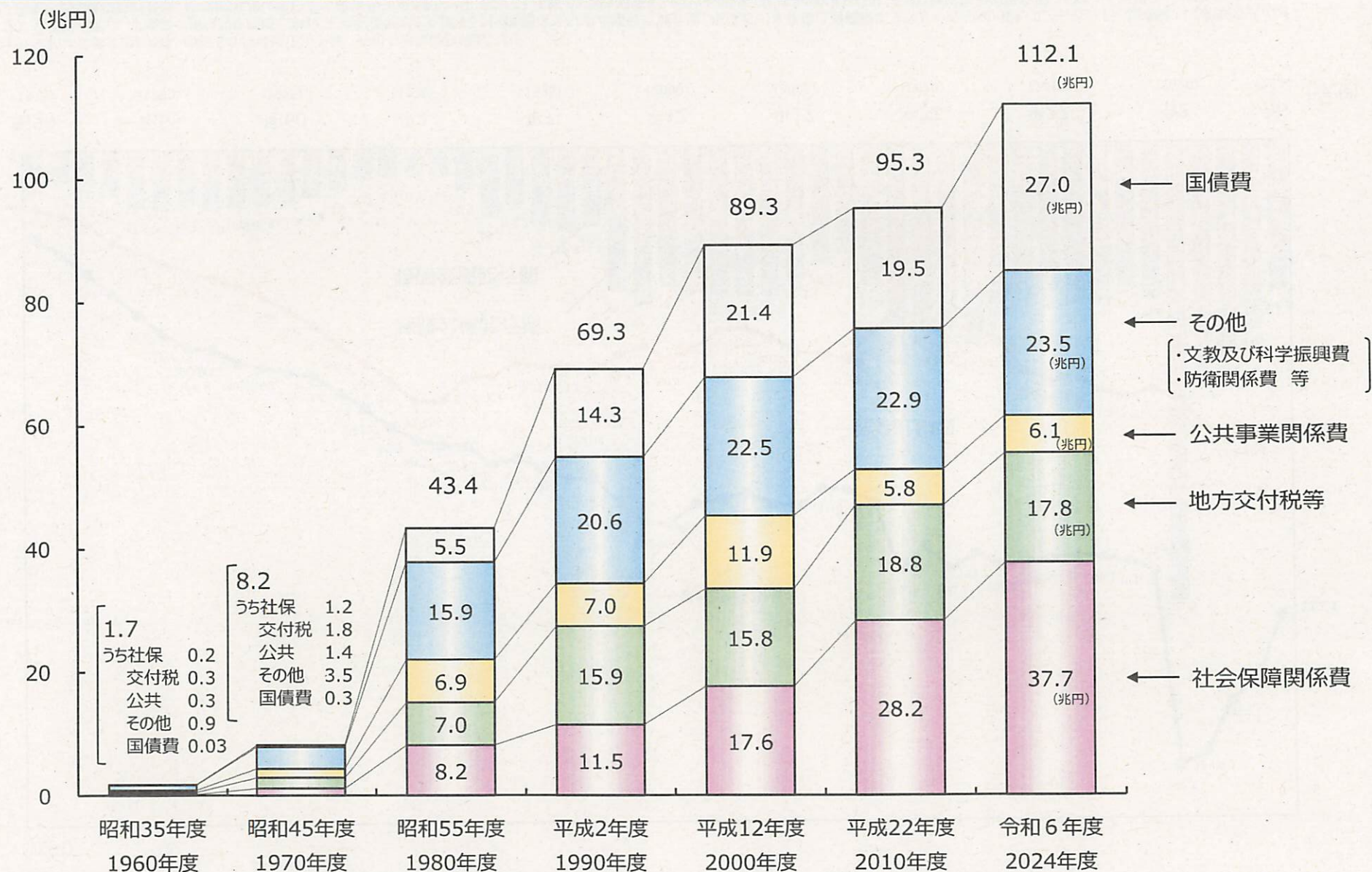
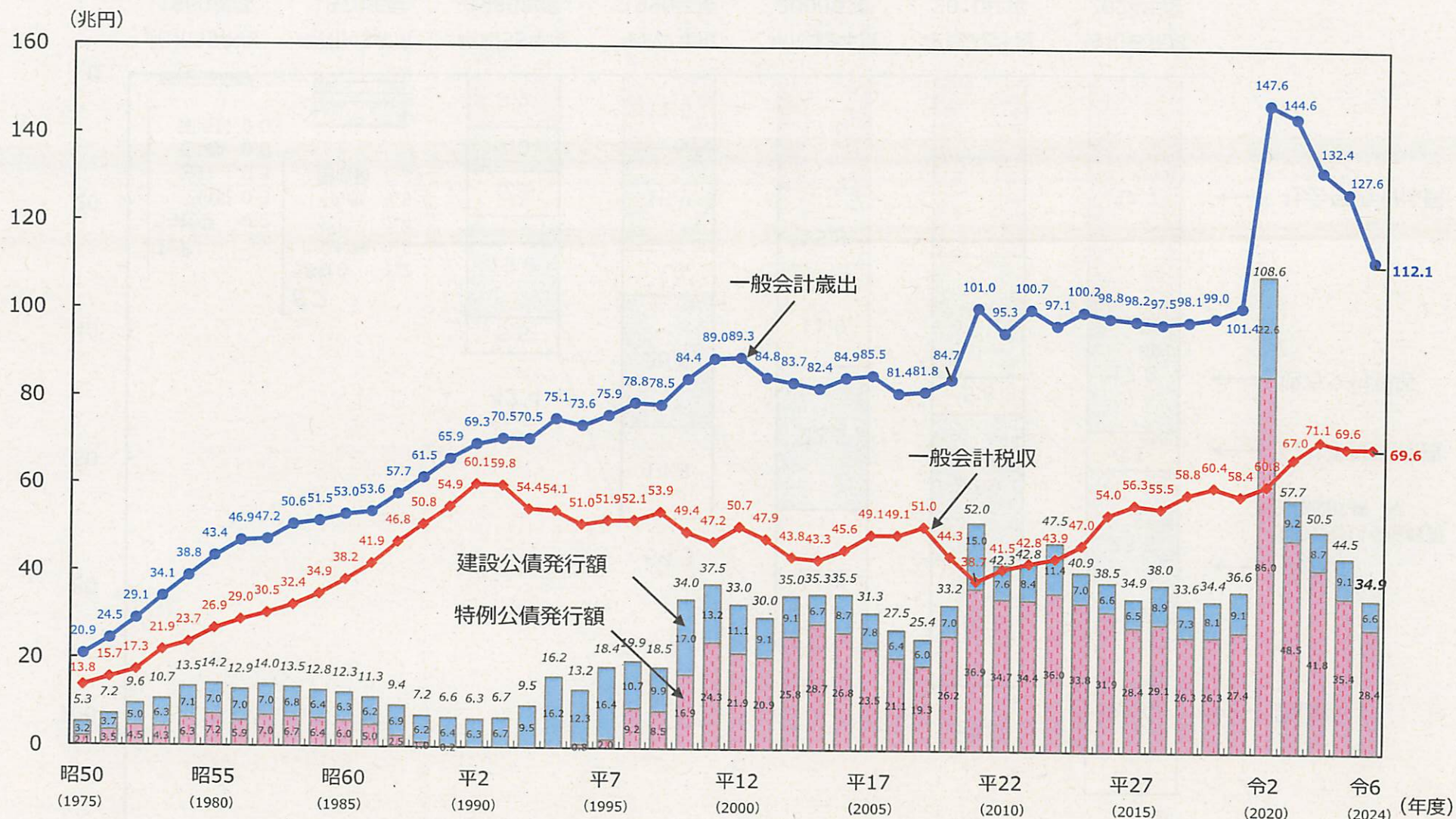


# 一般会計歳出の主要経費の推移



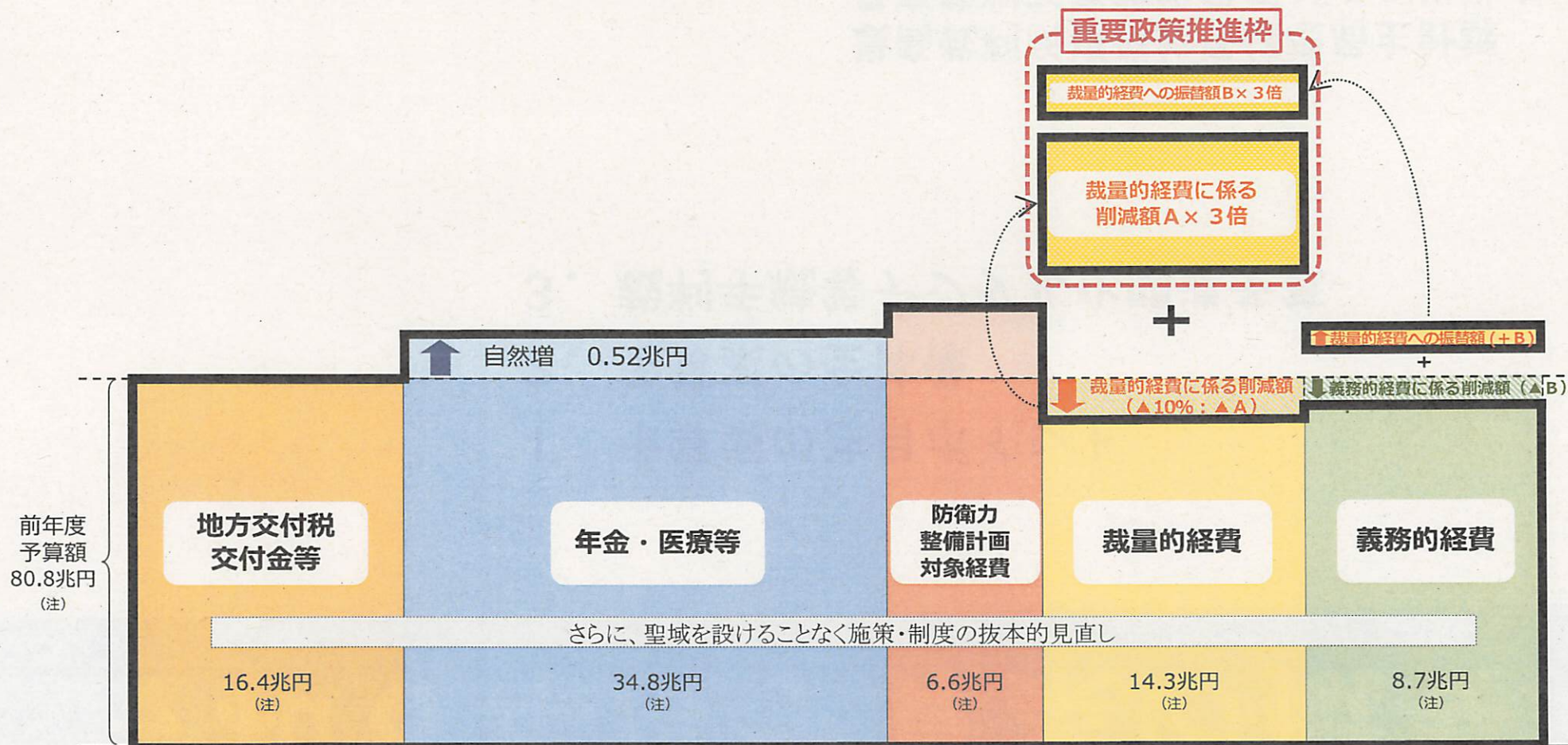
(注) 平成22年度までは決算、令和6年度は政府案による。

# 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和4年度までは決算、令和5年度は補正後予算、令和6年度は政府案による。  
 (注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。  
 (注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入4.4兆円が含まれている。

# 令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※ 防衛力整備計画対象経費については、「防衛力整備計画」を踏まえ、所要の額を要求。地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、経済センサス等に必要な経費等の増減について加減算。

(注) 上記の計数は前年度予算額であり、防衛力強化資金への繰入れ、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費並びにウクライナ情勢経済緊急対応予備費を除いたもの。当該経費を含めると、前年度予算額の総額は89.1兆円、義務的経費は17.1兆円。

## 予算編成過程における検討事項

- ✓ 物価高騰対策等を含めた重要政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- ✓ 「こども未来戦略方針」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の内容の具体化の取扱いについては、予算編成過程において検討。 等

# 令和6年度予算案の概要

1. 予算案の注目ポイント
2. 予算案の全体像
3. 裁判手続等デジタル化関連予算

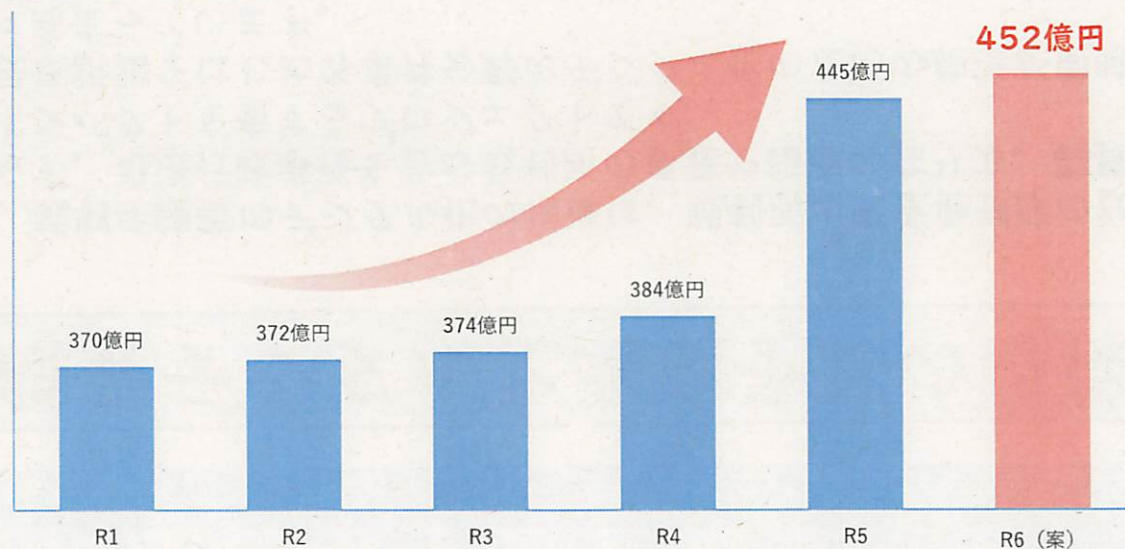
最高裁判所事務総局経理局主計課  
最高裁判所事務総局デジタル推進室

# 1. 予算案の注目ポイント①

## ▶ 物件費予算の増額

- ✓ 政策経費としての側面を持つ「物件費」。裁判所では、裁判手続等のデジタル化をはじめとする新規施策が次々と立ち上がり、予算需要が急激に高まっています。新規施策予算を確保するためには、既存施策予算の見直し（＝スクラップ・アンド・ビルド）をはじめとする「物件費の最適化」に向けた取組みが不可欠ですが、一方で、こうした取組みを前提としつつ、物件費予算をしっかりと確保・増額していくことも必要です。
- ✓ 令和6年度予算案では、令和5年度に引き続き、物件費予算を増額できる見込みです。

<物件費予算の推移>

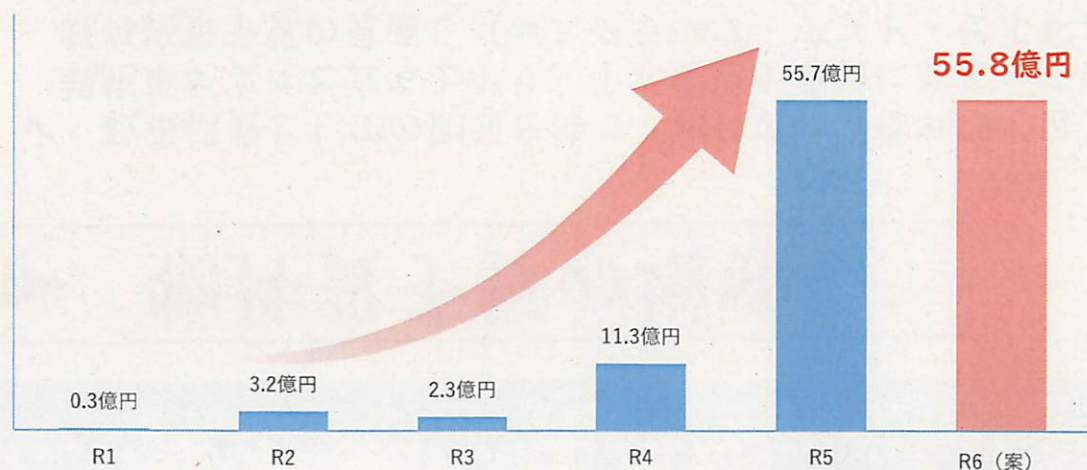


# 1. 予算案の注目ポイント②

## ▶ 裁判手続等デジタル化関連予算の確保

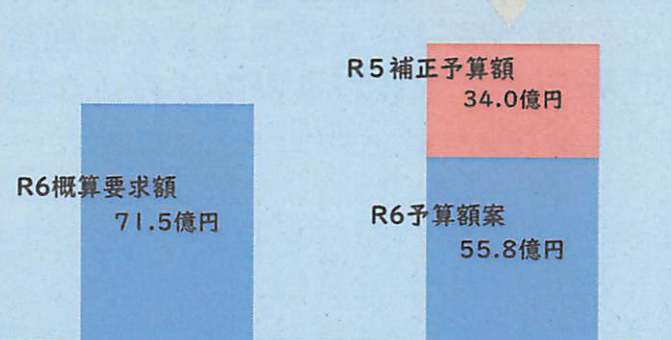
- ✓ 言うまでもなく、裁判手続等のデジタル化の推進は、裁判所の最重要課題のひとつであり、裁判事務の在り方のみならず、司法行政事務を含む裁判所の事務や組織の在り方、職員の執務環境にも大きな変革をもたらすインパクトを有するプロジェクトです。
- ✓ 裁判手続では、民事訴訟をはじめ各事件分野のデジタル化のための施策が同時並行的に進行しており、予算需要は年々高まっています。
- ✓ 令和6年度予算案では、令和5年度に引き続き、**デジタル化関連予算を確保できる見込み**です。

### <デジタル化関連予算の推移>



令和5年度補正予算(第1号)においてもデジタル化関連予算として約34億円を計上済み

▶ R6予算額案との合計でR6概算要求額以上を確保



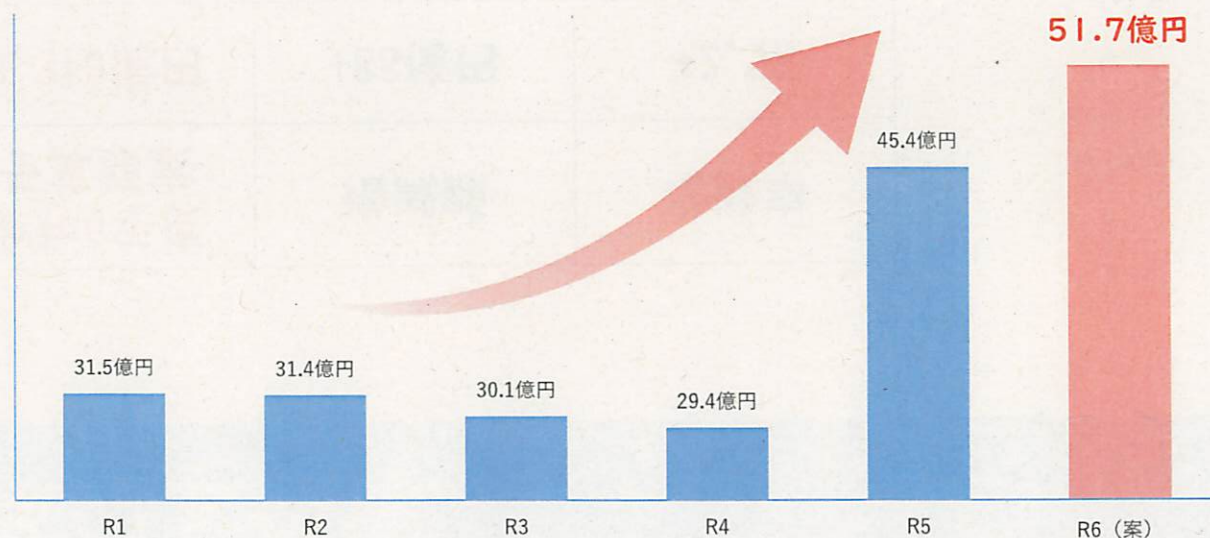
R6概算要求額 < R5補正予算額 + R6予算額案

# 1. 予算案の注目ポイント③

## ▶ 価格高騰に対応する光熱水料予算の増額

- ✓ 予算案の注目ポイント①でも触れたとおり、「物件費の最適化」は不可欠ですが、そうであるからといって本来必要な経費を削減することがあってはなりません。
- ✓ 原油価格・エネルギー価格高騰及び円安に伴う光熱水料の実績額は高止まりが続いていますが、職員や来庁者の健康や安全を確保するという視点から、必要な冷暖房等の稼働を無理なく行えるだけの予算を確保する必要があります。
- ✓ 令和6年度予算案では、令和5年度に引き続き、**光熱水料予算を増額できる見込み**です。

<光熱水料予算の推移>



## 2. 予算案の全体像

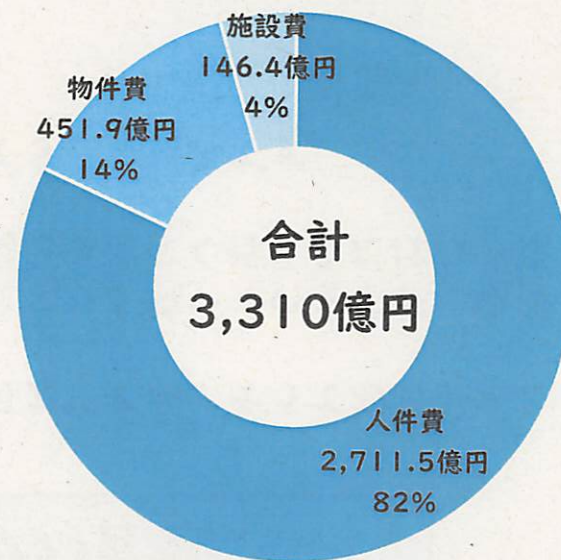
### < 予算総額 >

令和5年度 予算額	令和6年度 予算額案	増減額	増減率
3,222億円	3,310億円	+88億円	+2.7%

### < 経費の内訳 >

	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額案	増減額
人件費	2,631.0億円 82%	2,711.5億円 82%	+80.5億円
物件費	444.8億円 14%	451.9億円 14%	+7.0億円
施設費	146.3億円 4%	146.4億円 4%	+0.1億円

### 令和6年度予算額案



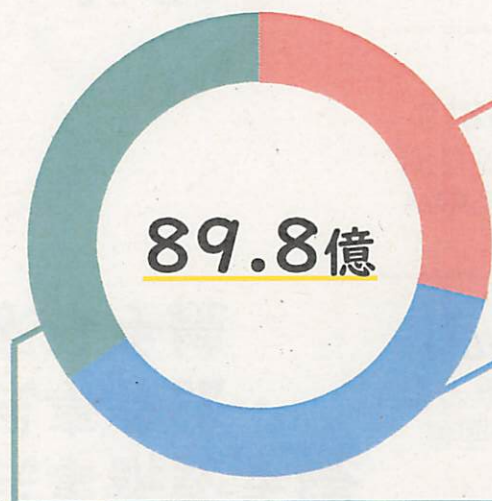
※人件費の増は主に定年引上げによる退職手当の増（52億円増）によるもの。

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

### 3. 裁判手続等デジタル化関連予算①

- ✓ 国民に分かりやすく、利用しやすいシステムの構築や、デジタルツールを使用した業務を円滑に進めるための情報基盤を整備するための経費を中心に予算を確保できる見込みです。

デジタル化関連予算総額  
(R6予算案+R5補正予算)



民事訴訟手続  
民事非訟・家事手続

- ・ Web会議の実施
- ・ システム開発運用

R6予算案  
25.9億

刑事手続

- ・ 刑事手続全体にかかる  
システムの開発

R5補正  
32.9億

情報基盤

- ・ デジタル化に対応する  
環境整備

R6予算案  
+R5補正  
31.1億

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

# 3. 裁判手続等デジタル化関連予算②

フェーズ1・2の実施とフェーズ3に向けた開発

民事訴訟手続  
民事非訟・  
家事手続

書面の  
電子提出  
1.7億



全高裁、地裁本庁・支部における民事裁判書類電子提出システム(mints)の利用  
> 運用保守費用

Web会議  
期日運用  
5.2億



民事訴訟におけるウェブ会議の実施  
争点整理：フェーズ1、口頭弁論：フェーズ2  
家事事件・人事訴訟におけるウェブ会議の実施  
> Web会議のライセンス、PCウィルス対策費用

25.9億

全国・全審級におけるRootS（e事件管理システム）の利用※現在のMINTASに相当する機能。裁判所職員のみが利用  
> RootS運用保守費用

システム  
開発運用  
18.9億



TreeS（e提出・e記録管理システム）の開発（オンライン申立：フェーズ3）※当事者等も利用  
> TreeS開発・工程監理、既存システム連携改修費用

民事執行、民事保全、倒産及び家事事件手続等のシステム開発の準備（オンライン申立等実施のためのシステム）  
> 要件定義、コンサルティング業務費用

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

# 3. 裁判手続等デジタル化関連予算③

## 刑事手続

刑事手続全体をカバーするシステムの開発

32.9億

システム  
開発  
32.9億



刑事訴訟、令状及び少年手続を含むシステム開発  
> 設計開発、工程監理費用

## 情報基盤

デジタル化に対応する環境整備

31.1億

ライセンス  
回線  
27.5億



総合コミュニケーションツールの利用  
> Microsoft 365 ライセンス、運用費用

訴訟記録の電子化に伴う利用者の閲覧環境整備  
(フェーズ3対応)  
> LAN敷設費用



J・NET回線  
> 利用料

セキュリティ  
3.5億



インターネットアクセス時のWebセキュリティサービスの利用  
> サービス費用

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

## 裁判手続等のデジタル化関連予算額推移

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(案)
当初予算	320	229	1,129	5,569	5,581
補正予算	1,531	1,549	1,142	3,401	-
合計	1,851	1,778	2,272	8,969	5,581

(単位:百万円)

<b>○令和2年度予算</b>		<b>1,851</b>
当初予算	民事訴訟手続のデジタル化関係経費(光回線使用料等)	320
補正予算	裁判手続等のデジタル化関係経費	1,531
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム要件定義等)	351
	・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費等)	1,180
<b>○令和3年度予算</b>		<b>1,778</b>
当初予算	民事訴訟手続のデジタル化関係経費(光回線使用料等)	229
補正予算	裁判手続等のデジタル化関係経費	1,549
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	1,325
	・刑事手続のデジタル化関連経費(コンサルティング業務)	78
	・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議用機器整備)	6
	・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費等)	140
<b>○令和4年度予算</b>		<b>2,272</b>
当初予算	裁判手続等のデジタル化関係経費	1,129
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム運用保守等)	249
	・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議運用経費等)	13
	・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費)	867
補正予算	裁判手続等のデジタル化関係経費	1,142
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(裁判官用モバイルパソコン)	353
	・民事非訟・家事事件手続のデジタル化関連経費(要件定義等)	109
	・刑事手続のデジタル化関連経費(要件定義等)	167
	・情報基盤整備関連経費(総合コミュニケーションツール導入等)	514
<b>○令和5年度予算</b>		<b>8,969</b>
当初予算	裁判手続等のデジタル化関係経費	5,569
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	3,127
	・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議運用経費等)	459
	・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費等)	1,982
補正予算	裁判手続等のデジタル化関係経費	3,401
	・刑事手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	3,288
	・情報基盤整備関連経費(次期ウェブセキュリティサービスの提供業務)	113
<b>○令和6年度予算(案)</b>		<b>5,581</b>
当初予算	裁判手続等のデジタル化関係経費	5,581
	・民事訴訟手続のデジタル化関連経費(システム開発等)	2,369
	・民事非訟・家事事件手続のデジタル化関連経費(ウェブ会議運用経費等)	218
	・情報基盤整備関連経費(J-NET関連経費等)	2,993

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

# 裁判所庁舎現況

(令和5年4月1日現在)

区 分	施設数	経 年 数						備 考
		50年以上 (S48以前)	40年以上 (S49～58)	30年以上 (S59～H5)	20年以上 (H6～15)	10年以上 (H16～25)	9年以下 (H26～R5)	
最高裁判所	1		1					
高等裁判所	8	3	4				1	
地方裁判所	42	(5) 22	1	3	4	9	3	
家庭裁判所	17	1	5	5	5	1		
地家裁支部	203	(3) 74	(1) 46	8	21	28	26	
簡易裁判所	185			(1) 50	28	6	12	
研修所	7	1	3		2	1		
合 計	463	(8) 125	(1) 125	(1) 66	60	45	42	
[%]	[100]	[27]	[27]	[14]	[13]	[10]	[9]	
対前年度増減		20	△ 16	0	△ 2	△ 1	△ 1	

※ 上段( )書きは、現在整備中の庁舎数であり、合計数の内数で表示

## 令和6年度予算案施設主要案件

### 1 庁舎新営・増築

(新営・継続分) 7庁

本 庁	津 地 家 裁	(7)
	富 山 地 家 裁	(11)
	鳥 取 地 家 裁	(9)
	佐 賀 地 家 裁	(8)
地家裁支部	( 静 岡 ) 沼 津	(8)
	( 富 山 ) 高 岡	(7)
簡 裁	( 和 歌 山 ) 串 本	(7)

(増築・継続分) 1庁

地家裁支部	( 福 島 ) 郡 山	(8)
-------	-------------	-----

(増築・新規分) 1庁

簡 裁	( さいたま ) 飯 能	(7)
-----	--------------	-----

### 2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分) 1庁

地家裁支部	( 盛 岡 ) 二 戸	(7)
-------	-------------	-----

(改修・継続分) 1庁

本 庁	大 阪 高 地 裁	(6)
-----	-----------	-----

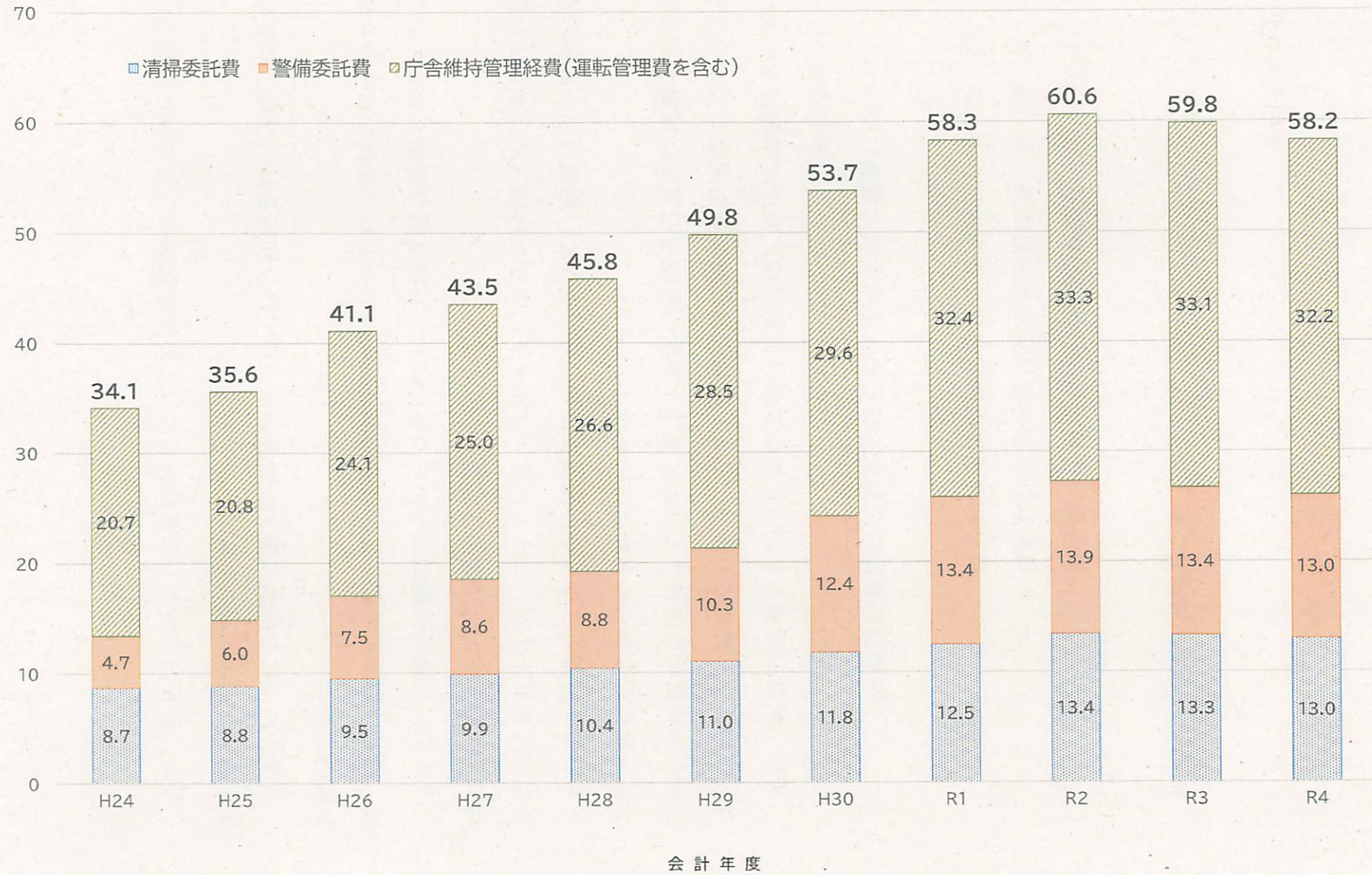
### 3 庁舎改修

本 庁	東 京 高 地 裁	(14)
-----	-----------	------

※ ( )内の数字は完成年度を示す。

## 庁舎維持管理等経費の実績額推移

(億円)



令和5年6月5日

高等裁判所事務局次長 殿

最高裁判所事務総局経理局総務課長 松川 充 康

最高裁判所事務総局経理局主計課長 真鍋 浩 之

最高裁判所事務総局経理局管理課長 市川 陽 一

冷暖房の運転時間延長をはじめとする柔軟な稼働について

(事務連絡)

近年、酷暑又は厳冬といった気候変動が執務環境に及ぼす影響はますます大きくなっている上、働き方の多様化により職員の勤務時間等も変化していることから、良好な執務環境を維持するために夏季・冬季の冷暖房を適切に稼働させることは、より一層不可欠なものとなっています。

もとより、省エネルギーの重要性は変わることなく、節電などの取組みを継続する必要はありますが、こうした省エネルギーに向けた取組みは、職員の執務環境の維持を前提とした上で進める必要があります。

そこで、冷暖房の稼働について、各庁において硬直的な運用となっている場合には、種々の要素を考慮して、運転時間延長をはじめとして柔軟な取扱いをするようお願いいたします。

冷暖房の柔軟な稼働に関する取扱いについては、別途会計（管理）課長に連絡しますので、事務処理の参考としてください。

なお、貴管内の地方・家庭裁判所にはこの旨を貴職からお知らせください。